

|    |   |   |           |  |   |
|----|---|---|-----------|--|---|
| 63 | <p>IOMC の組織にある既存のツールから、特に試験ガイドライン、優良試験所基準(GLP)、データの相互認証、新規化学物質、既存化学物質、及び試験と評価のためのツールと戦略についての取組みを含む、科学をベースとした取組みを採用すべき</p>   | <p>国家政府<br/>非政府組織<br/>IOMC (UNEP, OECD)</p>   | 2006-2010 | <p>すべての国で、意思決定に科学をベースとした取組みがなされている。</p>  | <p>十分な科学者の人数<br/>科学の訓練と教育<br/>意識の向上</p>           |
| 64 | <p>化学物質、特にそのリスクの評価とリスク管理方法に関連する政策と意思決定への科学の統合のために、単純化・標準化された手法の開発を促進すべき</p>   | <p>国家政府<br/>非政府組織<br/>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP, 世界銀行)</p> | 2006-2010 | <p>すべての国で、科学と政策を統合する単純化・標準化された手法が開発され、実施される。<br/>標準化された手法を政策に統合する枠組みが開発され、使用される。</p> | <p>十分な科学者の人数<br/>科学の訓練と教育<br/>意識の向上<br/>適切な政策</p> |
| 65 | <p>OECD が作成したような既存の成果、とりわけ OECD の高生産量 (HPV) 化学物質の有害性評価に関するガイダンス、定量的構造活性相関分析、駆除剤の有害性と環境運命研究の検討、廃棄・排出シナリオ文書 (ESD)、情報交換と調整のメカニズムを含む成果に基づきながら、リスク評価の持続性に関する知識を確立すべき</p> | <p>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP, 世界銀行)</p>                    | 2006-2010 | <p>リスク評価の持続性への知識が増加する。</p>   | <p>意識の向上<br/>情報の周知のための基盤整備</p>                    |

|    |             |  |   |           |  |   |
|----|-------------|--|---|-----------|--|---|
| 66 |             | 暴露評価のために化学物質と駆除剤のモニタリングのプログラムを確立すべき  | 国家政府  | 2006-2015 | モニタリングのプログラムが確立する。                       | 技術的能力<br>地域的協力  |
| 67 |             | 化学物質管理の決議は持続可能な開発の目的と一致することを確実にするために、ライフサイクル管理の取組みを取り入れるべき                                   | 国家政府<br>産業界   | 2006-2010 | ライフサイクル管理の取組みがなされている。                    | 適切な政策<br>意識の向上  |
| 68 | 廃棄物管理（と最少化） | 特に開発途上国や移行経済国における駆除剤やその他の化学物質（特にPCB）の廃貯蔵品を特定し、処分することを促進すべき                                   | バーゼル条約事務局,<br>BCRC ストックホルム条約事務局, IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行) モントリオール議定書<br>国家政府 産業界<br>労働組合 非政府組織 | 2006-2020 | すべての駆除剤やその他の化学物質の廃貯蔵品が特定され、処分される。        | African Stockpiles Programme<br>(アフリカ諸国における農薬の廃棄削減のためのプログラム)<br>ム) 方法論その他の化学物質の貯蔵の特定<br>適切な廃棄技術の実証と推進 |
| 69 |             | 国家は関連する国際協定を考慮に入れながら、また「ゆりかごからゆりかごまで」と「ゆりかごから墓場まで」の取組みを用いながら、廃棄物の最小化と処分に関する国家の行動計画を策定し、実施すべき | 国家政府<br>BCRC<br>労働組合<br>非政府組織   | 2011-2015 | すべての国で、廃棄物の最小化と処分に関する国家の行動計画が策定され、実施される。 | 行動計画のモデル<br>訓練  |

|    |   |  |   |   |
|----|---|--|---|---|
| 70 | <p>リスクのより少ない代替物質の使用を含む、最良の慣行の適用を通じて、有害廃棄物の発生を防止し、最小化すべき</p>   | <p>産業界<br/>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行)<br/>バーゼル条約事務局<br/>国のクリーナー・ナード・プログラム・センター<br/>労働組合<br/>非政府組織</p>     | <p>2016-2020</p> <p>代替物質が特定され、導入される。</p>  | <p>評価の方法論<br/>訓練<br/>より安全な代替物質の開発と推進</p>        |
| 71 | <p>バーゼル条約の実施と廃棄物の発生抑制 (waste reduction measures at source) に努め、そして化学物質の生産工程における「ゆりかごからゆりかごまで」と「ゆりかごから墓場まで」の運命の考慮を必要とするとともに、それらが含まれている製品が使用された後の、その他の廃棄物問題を特定すべき</p> | <p>産業界<br/>BCRC<br/>国のクリーナー・ナード・プログラム・センター<br/>IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行)<br/>モントリオール議定書<br/>労働組合<br/>非政府組織</p> | <p>2006-2010</p> <p>すべての化学工場で、廃棄物の発生抑制 (waste reduction measures at source) が実施される。<br/>すべての国でバーゼル条約が実施される。</p> | <p>訓練<br/>意識の向上<br/>利用可能な最良の技術 (BAT) の開発と推進</p> |

|    |  |   |           |   |  |
|----|--|---|-----------|---|--|
| 72 | <p>廃棄物の処理業者と小規模のリサイクル業者に対して、化学廃棄物の処理とリサイクルの有害性について情報提供し、教育し、保護する措置を実行すべき</p> | <p>国家政府<br/>労働組合<br/>非政府組織<br/>IOMC (ILO)<br/>バーゼル条約事務局<br/>国連災害評価調整<br/>チームユニット(United Nations Disaster Assessment and Coordination Team Unit)</p> | 2006-2010 | <p>廃棄物の処理業者と小規模のリサイクル業者への情報提供、教育、保護の措置がなされている。</p>        | <p>非公式なリサイクル分野での、廃棄物採集業者 (pickers) への特別な注意情報の周知のための基盤整備意識の向上</p> |
| 73 | <p>再使用やリサイクル可能な消費財と生分解性の製品の生産を促進し、必要なインフラの整備を行うことによって、廃棄物の発生抑制や最小化を進めるべき</p> | <p>国家政府<br/>国のクリーナーナープロダクションセンター<br/>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行)<br/>バーゼル条約事務局<br/>産業界<br/>労働組合<br/>非政府組織</p>               | 2006-2015 | <p>すべての国で、再使用やリサイクル可能な消費財と生分解性の製品の生産を促進するメカニズムが導入される。</p> | <p>国家のクリーナープロダクションセンター<br/>成功したイニシアチブの情報環境配慮の計画 (Eco-design)</p> |

|    |  |   |   |  |   |   |
|----|--|---|---|--|---|---|
| 74 | <p>化学物質による緊急事態における、環境と健康への影響を緩和するための防止的及び対応措置の制定</p> | <p>大規模な工場事故を防止し、化学物質が係るあらゆる事故と自然災害について緊急事態の備えと対応にあたる国家的・国際的統合システムを開発すべき</p>         | <p>国家政府<br/>IOMC (UNEP, ILO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP)<br/>バーゼル条約事務局<br/>国連災害評価調整チーム<br/>産業界<br/>労働組合<br/>非政府組織</p> | <p>2006-2012</p>   | <p>すべての国で、大規模な工場事故を防止し、緊急事態の備えにあたる統合的なシステムが確立され、実施される。</p>            | <p>大規模工場事故防止に関するILO174条約<br/>安全行動指標 (safety performance indicators) に関するOECDプロジェクト<br/>UNEP APELL プログラム<br/>欧州化学工業会 (CEFIC) の道路と鉄道輸送に関する安全と品質評価システム<br/>化学物質操作の安全管理工程の適用と統合された取組みの強化<br/>中毒センター</p> |
| 75 | <p>化学事故の被害を受けた国々からの要求に応じるための、国際的なメカニズムの開発を奨励すべき</p>  | <p>IOMC (WHO)</p>   | <p>2010-2020</p>  | <p>化学事故の被害を受けた国々からの要求に応じるための国際的なメカニズムが確立され、実施される。</p>                      | <p>メカニズムの計画</p>   |   |
| 76 | <p>化学物質によって起こる中毒や病気の発生を最少化すべき</p>                    | <p>産業界<br/>国家政府<br/>IOMC (UNEP, ILO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP)<br/>労働組合<br/>非政府組織</p> | <p>2006-2010</p>  | <p>すべての国で、化学物質によって起こる中毒や病気が減少し、医学的な調査のシステムが導入される。<br/>生物学的な指標が入手可能である。</p> | <p>データを収集し管理する情報システム<br/>国家のリスク削減戦略<br/>訓練<br/>情報の入手可能性<br/>意識の向上</p> |   |

|    |  |  |           |  |                      |
|----|--|--|-----------|--|----------------------|
| 77 | たとえば毒性、化学物質の特性、構造、用途や機能などのタイプの分類を含む、調和したデータの国家レベルの収集にあたるべき | 国家政府<br>IOMC (UNEP, ILO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP)<br>産業界<br>非政府組織 | 2006-2010 | すべての国で、調和したデータの収集システムが確立され、使用される。                          | OECD の化学物質プログラム      |
| 78 | 化学物質の集中製造工場の操業における、有害性物質や製品の環境上の適正な管理を含む安全対策の適用時の格差に対処すべき  | 産業界<br>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD)<br>労働組合<br>非政府組織  | 2006-2010 | 化学物質の集中製造工場の操業における、有害性物質や製品の環境上の適正な管理を含む安全対策の適用時の格差が特定される。 | 労働安全衛生に関する ILO の世界戦略 |
| 79 | 起こりうる破壊行為 (sabotage) に備えた、化学工場の計画、配置、整備をすべき。               | 産業界<br>国家政府  | 2006-2010 | 化学工場が起こりうる破壊行為 (sabotage) に備えている。                          | 技術的能力                |

知識と情報に対処する作業領域（目的2）

| No. | 作業領域          | 活動  | 行動主体  | 目標/時間枠    | 進捗の指標   | 実施の側面   |
|-----|---------------|---|---|-----------|---|---|
| 80  | 研究、モニタリングとデータ | 社会経済的影響と、化学物質の人の健康と環境への慢性的複合的影響を含む、暴露と影響を評価するための、目標を定めたりリスク評価の取組みを開発し、確立すべき   | 国家政府<br>産業界<br>非政府組織<br>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) | 2006-2010 | すべての国で、暴露と社会経済的影響をモニターするシステムが導入される。すべての国で、暴露の評価とモニタリングが完了し、改善措置が特定され、実施される。 | 国家の研究所の認定システム<br>研究施設を維持管理する能力<br>訓練された専門家の獲得 |
| 81  |               | 属性の異なる人々（例えば子供たちや女性）が異なる感受性と（または）暴露をもつかどうかを、化学物質ごとに優先順位を付けて評価すべき  | 国家政府<br>産業界<br>非政府組織<br>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) | 2006-2010 | すべての国で、暴露のモニタリングシステムが確立される。脆弱な集団にとっての評価とモニタリングが完了している。                      | 国家の研究所の認定システム<br>研究施設を維持管理する能力<br>訓練された専門家の獲得 |
| 82  |               | 環境中や生体中において重大な懸念を伴う化学物質をモニターするために、信頼性があり、安価で実用的な分析技術を開発し、その妥当性を証明し、共有すべき。環境中の優先度の高い汚染物質の個々の数値のレベルを評価し、モニターするための目標を定めたプロセスを開 | 国家政府<br>IOMC (UNEP)<br>産業界<br>研究センター<br>非政府組織                         | 2006-2010 | 分析技術が開発され、すべての国で入手可能である。  | 国家の研究所の認定システム<br>研究施設を維持管理する能力<br>訓練された専門家の獲得 |



|    |   |  |           |  |                         |
|----|---|--|-----------|--|-------------------------|
| 83 | 発すべき<br>持続可能性を推進する革新、研究、開発、訓練と教育を強化し加速するために科学的知識を開発すべき              | 国家政府<br>産業界<br>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD) | 2006-2015 | すべての国で、革新が支援されている。                                 | 訓練施設<br>研究センター<br>情報    |
| 84 | よりエネルギー効率が良く、より資源を消費せず、汚染が少ない技術や代替物質に関する研究を推進すべき                    | 国家政府<br>産業界<br>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD) | 2006-2015 | 研究が推進され、技術と代替物質が使用される。                             | 研究センター<br>代替物質の開発<br>情報 |
| 85 | リスク評価の特許付けやコミュニケーションを支援する必要がある。正当な懸念の余地がある化学物質の使用パターンについて、データを収集すべき | 国家政府 非政府組織 産業界 IOMC<br>(UNEP, WHO, OECD)               | 2006-2010 | すべての国で、データ収集のシステムが確立される。すべての国で、データベースが確立し、利用可能である。 |                         |
| 86 | より開発途上の国々出身の研究者がリスク削減に関する情報開発に参加できるようにメカニズムを計画すべき                   | 国家政府<br>研究機関   | 2006-2010 | メカニズムが計画される。                                       | リスク削減についてのモデル情報         |
| 87 | 科学的知識の格差を解消すべき (例えば、内分泌かく乱物質に関する理解について)                             | 研究センター<br>産業界<br>IOMC (WHO)                            | 2011-2015 | 科学的知識の格差が解消される。                                    | 産業界の長期自主研究 (LRI)        |



|    |                  |  |  |           |  |  |
|----|------------------|--|--|-----------|--|--|
| 88 | ハザードデータの生成と入手可能性 | 新たな科学的データの収集と編集、利用を目的とする活動を促進するためのパートナーシップを推進すべき                                       | <p>国家政府<br/>産業界<br/>労働組合<br/>非政府組織<br/>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNITAR, OECD, UNDP)<br/>農業団体のような専門機関</p> | 2006-2010 | 新たな科学的データの収集と利用を目的とする活動を促進するためのパートナーシップが確立され、持続している。 | OECD の高生産量 (HPV) 化学物質プログラム   |
| 89 |                  | 実質的または顕著な暴露への最も大きな危険性をもつ化学物質に関する有害性情報に優先順位をつけながら、市場にあるすべての化学物質の固有の有害性を詳述する情報を収集し、共有すべき | <p>国家政府 産業界 労働組合 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNITAR, OECD) 非政府組織 農業団体のような専門機関</p>                           | 2008      | 国内で使用中のすべての化学物質について、ハザードデータが収集され、入手可能である。            | <p>GHSOECD の高生産量 (HPV) 化学物質プログラム既存の有害性情報がシステムティックに特定され、収集され、検証され、さらにテストの重複を避けるために共有されるべき新しい情報の収集において、毒性試験のための動物の使用を減らす有害性の特定についての進捗とその他の関連する取組みが適用されるべき各国ごとの状況に従い必要であれば、有害性情報の時機を得た収集を推進するために、適切な措置を使用すべき活動を実施する場合は、実質的または顕著な暴露の可能性が最も大きい化学物質の有害性情報に優先順位をつけるべき</p> |

|    |   |  |                       |  |   |
|----|---|--|-----------------------|--|---|
| 90 | <p>高生産量でない化学物質について、データ収集の国家的な優先順位付けをすべき</p>   | <p>国家政府<br/>労働組合<br/>非政府組織<br/>農業団体のような専門機関<br/>IOMC (WHO)</p>                               | <p>2006-2010 とその後</p> | <p>各国において、高生産量でない化学物質についてのデータ収集の国家的な優先順位付けが確立されている。</p>          | <p>国家の専門家<br/>国家予算<br/>市場の化学物質の生産と輸入量の目録の使用と、深刻な暴露のようなその他の関連情報の収集及び生成</p> |
| 91 | <p>IPCS の健康と安全に関するカード (国際化学物質安全カード、または [CSC] を活用すべき</p>                                 | <p>国家政府<br/>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNITAR, OECD)<br/>労働組合<br/>非政府組織<br/>農業団体のような専門機関</p> | <p>2006-2010</p>      | <p>IPCS の健康と安全カードが使用される。</p>                                     | <p>OECD の高生産量 (HPV) 化学物質プログラム</p>   |
| 92 | <p>産業界が他の関係者と協力、調整し、既存の約束では対処されていない高生産量の化学物質について、有害性情報を収集するための時間枠の設定に合意すべき</p>          | <p>産業界<br/>IOMC (UNEP, ILO, UNITAR, OECD)</p>  | <p>2006-2010</p>      | <p>産業界にとって、既存の約束では対処されていない高生産量の化学物質について、有害性情報を収集する時間枠が合意される。</p> | <p>OECD の高生産量 (HPV) 化学物質プログラム</p>   |
| 93 | <p>有害性情報の収集と評価に係る、行政及び化学物質の製造・輸入企業と供給事業者それぞれの役割、責務と説明責任に関して一般的な応用可能なガイドラインの確立を推進すべき</p> | <p>国家政府<br/>産業界<br/>労働組合<br/>IOMC (UNEP, ILO, FAO, UNITAR, OECD)</p>                         | <p>2006-2010</p>      | <p>GHS が実施されている。</p>   |   |

|    |  |   |           |   |   |
|----|--|---|-----------|---|---|
| 94 | 有害性情報に対するデータ様式をさらに調和させるべき  | 国家政府<br>産業界<br>IOMC (UNEP, ILO, WHO, UNITAR, OECD, UNDP)<br>バーゼル条約事務局 | 2006-2010 | GHS が実施されている。調和したデータ形式が開発され、使用されている。                              | 訓練  |
| 95 | 高生産量でない化学物質に対して、スクリーニング情報の必要性に対処する段階的な取組みへの勧告を実施すべき  | IOMC (UNEP, ILO, UNITAR, OECD)<br>産業界                                 | 2006-2010 | 高生産量でない化学物質に対して、スクリーニング情報の必要性に対処する段階的な取組みが確立される。                  | 訓練  |
| 96 | 必ずしも生産量に基づかない、例えば重大な暴露のある化学物質を優先させるなどの可能な取組みを明確にすべき  | IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNITAR, OECD)<br>産業界<br>労働組合               | 2006-2010 | 有害性の生成に関して、化学物質の優先順位付けの取組みが開発される。                                 | 技術的能力                                       |
| 97 | 固々の駆除剤が、使用される地域や国内において予期される条件のもと、その効力、動態、運命、有害性とリスクについて完全に評価できるような、公認された手続さと試験方法で試験されていることを確認すべき | 産業界   |           | 公認された手続さと試験方法が確立されている。  | 発売中の駆除剤の品質と中身を確保するための試験施設                   |
| 98 | 産業界の参加と責務の強化   | 国家政府 IOMC (FAO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP) 産業界                        | 2006-2010 | すべての国で、産業界から発する新しい情報の使用のためのメカニズムが確立している。新たな科学に基づく知識が開発され、使用されている。 | OECD の化学物質プログラム世界産業界フォーラム UNIDO の全産業向けプログラム |

|     |                                   |   |   |           |                                  |   |
|-----|-----------------------------------|---|---|-----------|----------------------------------|---|
| 99  | 化学物質の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS) の実施 | 有害性情報の情報管理システムを確立すべき  | 国家政府<br>産業界   | 2006-2008 | 情報システムが確立している。                   | 国際的なイニシアチブ<br>増加するハザードデータの生成に<br>関する OECD のイニシアチブ                                       |
| 100 |                                   | 安全データシート (SDS) とラベルを準備すべき   | 産業界   | 2006-2008 | GHS が実施されている。                    | レスポンス・チーム<br>適切な言語での情報  |
| 101 |                                   | GHS への意識の向上と能力向上のガイダンス、訓練資料 (GHS 行動計画策定ガイダンス、国家の状況分析ガイダンス、その他の訓練ツールを含む) を完成させ、国々が入手可能とすべき | 産業界<br>労働組合<br>非政府組織<br>IOMC (ILO, WHO,<br>UNITAR)          | 2007      | すべての国が、GHS の実施戦略を作成している。         | 意識の向上活動<br>試験プロジェクトの成果の共有<br>GHS の分類、表示、安全データシートの使用について、訓練と能力向上活動への支援ができる、GHS の専門家名簿の作成 |
| 102 | 情報管理と周知                           | (例えばローカル言語での配信など、) 情報交換の際の障壁をとりはらうために必要な要素を含む、化学物質の時機を得た情報交換方法を確立すべき                      | 国家政府<br>産業界   | 2006-2015 | すべての国で、関係者たちがその地方の言語で情報を入手できる。   | GHS<br>毒物学、生態毒物学と安全性についての情報交換を促進する、ロッテルダム条約 14 条の使用                                     |
| 103 |                                   | 資源をもっとも効果的に活用するため、化学物質安全性に関する情報のクリアリングハウスの設置を考慮すべき  | IOMC (UNEP, ILO, FAO,<br>WHO, UNITAR, OECD,<br>UNDP)<br>産業界 | 2006-2010 | 化学物質安全性に関する情報のクリアリングハウスが設置されている。 | 実現可能性の測定  |

|     |   |  |           |   |   |
|-----|---|--|-----------|---|---|
| 104 | <p>すべての開発途上国や移行経済国の国家公務員のなかの化学物質管理責任者に対して、インターネットへの接続とそその利用訓練を行うべき</p>                                      | 国家政府 IOMC (UNEP)   | 2006-2010 | <p>すべての開発途上国や移行経済国の国家公務員のなかの化学物質管理責任者に対して、インターネットへの接続とそその利用訓練がなされている。</p> | <p>基礎整備訓練</p>   |
| 105 | <p>国家的、サブ地域的、地域的、国際的な関係者の間でコミュニケーションを活発にするために、化学物質の適正管理のための情報交換への障壁をとりのぞくべき</p>                             | <p>国家政府<br/>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNITAR, OECD, UNDP)</p> | 2006-2010 | <p>すべての関係者たちが、化学物質の適正管理についての情報の入手方法をもっている。</p>                            | <p>INFOCAP<br/>情報交換の障壁の撤廃</p>                               |
| 106 | <p>学術、産業界、政府及び政府間の各セクターにわたる技術情報の交換を強化すべき</p>  | <p>学会<br/>国家政府</p>   | 2011-2015 | <p>学術、産業界、政府及び政府間の各セクターにわたる技術情報の交換が自由に行われる。</p>                           | <p>基礎整備</p>   |
| 107 | <p>市場のあらゆる有害性物質について、少なくとも適切で信頼できる安全データシート (SDS) 一入手しやすく、読みやすく、わかりやすく、GHSを視野に入れたものを提供することを確実にする仕組みをつくるべき</p> | <p>国家政府<br/>産業界<br/>労働組合</p>                                   | 2008      | <p>GHSが実施されている。</p>   | <p>OECDの高生産量(HPV)化学物質プログラム<br/>レスポンスプログラム<br/>適切な言語での情報</p> |
| 108 | <p>有害物質を含む成形品や製品は、すべて使用者、労働現場、処理場にとって適切な情報を伴うべき</p>   | <p>国家政府<br/>産業界</p>  | 2006-2015 | <p>すべての関係者が、情報の入手方法をもっている。</p>  | <p>作成すべきガイダンス<br/>適切な言語で入手できる情報</p>                         |

|     |  |   |           |  |   |
|-----|--|---|-----------|--|---|
| 109 | <p>情報がしかるべき人々に確実に届くこととで、彼らのエンパワーメントや知る権利が保障されるように、特に開発途上国において、インターネットやCD-ROMのような電子メディアを含む情報基盤を整備すべき。</p>   | <p>国家政府<br/>IOMC (UNEP, OECD)<br/>労働組合</p>              | 2011-2015 | <p>すべての関係者が、情報の入手方法をもっている。</p>             | <p>基盤整備</p>   |
| 110 | <p>リスクコミュニケーションに連動した防衛的戦略、教育、意識の向上、能力向上を含むべき</p>   | <p>国家政府<br/>産業界<br/>労働組合</p>                            | 2011-2015 | <p>すべての国で、リスク削減とコミュニケーションのシステムが確立している。</p> | <p>モデル的な法律<br/>リスク削減の訓練</p>   |
| 111 | <p>市場にあるすべての化学物質について、固有の有害性を詳細に伝える適切な情報が、公衆に無料で提供されるべき。そして必要な場所では本質的な健康、安全、及び環境に関する情報を入手可能とすべき。その他の情報は、公衆の知る権利と正当な企業の秘密情報及び適法な企業利益を保護する必要性とのバランスに基づいて、入手可能とすべき</p> | <p>国家政府 産業界 IOMC<br/>(UNEP, ILO, WHO, UNITAR, OECD)</p> | 2008      | <p>GHSが実施されている。</p>                        | <p>モデル的な法律無料で入手可能な、ハザードデータ (本質的な健康、安全性、環境情報) に関する国際的な情報管理機構 (repository) の設立<br/>公衆の知る権利と、正当な企業の秘密情報及び適法な企業利益を保護する必要性とのバランスをとりながらの、その他の情報の入手可能性</p> |
| 112 | <p>特に消費者教育によって、化学物質の使用について最善の方法と、消費者自身に対してやその住環境に与える化学物質のリスクについて、さらに暴露がおこる経路について、意識の向上を図るべき</p>  | <p>国家政府<br/>産業界<br/>非政府組織</p>                           | 2006-2015 | <p>すべての国で、消費者の意識の向上プログラムが導入されている。</p>      |   |



|     |                    |   |   |           |   |                                 |
|-----|--------------------|---|---|-----------|---|---------------------------------|
| 113 |                    | 境界地帯の汚染物質について、情報交換のメカニズムを確立すべき  | 国家政府  | 2006-2010 | 情報交換のメカニズムが確立されている。   | 基盤整備                            |
| 114 | 高度に有害な駆除剤のリスク管理と削減 | 駆除剤、特に高度に有害な駆除剤に関する情報の入手と使用について改善すべき。そして、より安全な害虫駆除の代替方法をアカデミア(学会)のようなネットワークを通じて促進すべき          | ロッテルダム条約事務局<br>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, OECD, UNDP, 世界銀行)<br>モントリオール議定書<br>非政府組織<br>労働組合/労働者<br>産業界<br>ストックホルム条約事務局<br>学会 | 2006-2010 | 駆除剤、特に高度に有害な駆除剤に関する情報が、すべての関係者にとって入手可能である。                              | ロッテルダム条約<br>ストックホルム条約<br>データベース |
| 115 |                    | リスクの削減や緩和のため、情報、技術、専門知識の交換を、国の内外の公共と民間セクターの両方で奨励、促進すべき  | 国家政府<br>IOMC (UNEP, FAO, OECD)  | 2006-2015 | リスクの削減や緩和のため、情報、技術、専門知識の交換を国の内外の公共と民間セクターの両方で行うシステムが確立されている。            | 基盤整備                            |
| 116 |                    | 駆除剤の使用、駆除剤に暴露されている人々及び普及サービスに対して、駆除剤に代わる害虫管理(化学物質を使用する方法と使用しない方法の両方)や作物の防護方法に関する研究成果の入手を促進すべき | 国家政府<br>IOMC (UNEP, FAO)<br>産業界<br>労働組合<br>非政府組織  | 2006-2015 | 駆除剤の使用、駆除剤に暴露されている人々及び普及サービスに対して、駆除剤に代わる害虫管理(化学物質を使用する方法と使用しない方法の両方)や作物 | 情報交換のシステム                       |



|     |                          |  |  |           |   |                                       |
|-----|--------------------------|--|--|-----------|---|---------------------------------------|
| 117 |                          | <p>駆除剤のリスク削減プログラムや害虫駆除の代替方法について、国際的組織や各国政府、駆除剤メーカー、農業・貿易業者やその他の関係者たちが苳菜から実施したり計画したりしていることの効力を評価すべき</p> | <p>国家政府<br/>産業界<br/>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, OECD, UNDP, 世界銀行)<br/>非政府組織</p>   | 2006-2015 | <p>駆除剤のリスク削減プログラムや、害虫駆除の代替方法についての効力を評価するメカニズムが導入されている。</p>                        | <p>OECD のリスク削減プログラム<br/>方法論の入手可能性</p> |
| 118 | クリーナープロダクション (よりクリーンな製造) | <p>あらゆる経済分野の廃棄物最小化を伴う手法を含む、クリーナープロダクションの革新的な手法の研究を実施すべき</p>  | <p>産業界<br/>研究センター<br/>IOMC(UNEP, UNIDO)<br/>バーゼル条約事務局</p>  | 2011-2015 | <p>すべての経済分野で、環境にやさしい(friendly)技術が開発され、使用される。</p>                                  | <p>革新の文化への支援</p>                      |
| 119 | ライフサイクル                  | <p>持続可能な化学物質管理、特にフロント・エンドの汚染防止の取組みについて、ライフサイクル全体への取組みを考慮した管理の実践を促進すべき</p>                              | <p>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP)<br/>バーゼル条約事務局<br/>国家政府<br/>国のクリーナーナープロダクションセンター<br/>産業界<br/>非政府組織</p> | 2011-2015 | <p>持続可能な化学物質管理のためライフサイクル全体への取組みを考慮し、特にフロント・エンドの汚染防止の取組みに関して、戦略と優先順位付けが確立している。</p> | <p>ライフサイクル戦略</p>                      |

|     |  |   |           |  |   |
|-----|--|---|-----------|--|---|
| 120 | <p>ライフサイクル問題を考慮しつつ、政策の統合課題へ対応すべき</p>   | <p>国家政府<br/>国のクリーナー・プロダクション・センター<br/>産業界<br/>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP)<br/>バーゼル条約事務局</p>                    | 2011-2015 | <p>すべての国で、化学物質管理の問題を食品の安全性、水域や海洋の生態系システム、健康、労働安全衛生、開発協力、持続可能な生産、及び消費の問題へ統合される。</p> | <p>モデル的な法律<br/>化学物質管理の問題の、食品の安全性、水域や海洋の生態系システム、健康、労働安全衛生、開発協力、持続可能な生産、及び消費の問題への統合</p> |
| 121 | <p>有害物、やむをえない毒性排出物、有害な廃棄物等を管理する機会を、化学物質のライフサイクル上もつとも有効なポイントに特定するために、化学物質管理体制と実践の優先的な格差を認識し、格差に対応する行動を計画するライフサイクル管理の考え方を利用すべき</p> | <p>国家政府<br/>産業界<br/>労働組合<br/>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP)<br/>バーゼル条約事務局<br/>国のクリーナー・プロダクション・センター<br/>非政府組織</p> | 2011-2015 | <p>すべての国で、ライフサイクル管理の考え方が化学物質の適正管理のために使用される。</p>                                    | <p>訓練<br/>意識の向上</p>   |
| 122 | <p>使用後完全に分解され、自然界に還元されるか、使用の最終段階で同様の再生品を製造するための部品としてリサイクルされるかのいずれかの製品を推奨すべき</p>  | <p>産業界<br/>IOMC (UNEP, FAO)</p>   | 2011-2015 | <p>分解可能かりサイクルされる製品が推進される。</p>  | <p>意識の向上<br/>研究<br/>革新</p>  |

|     |  |  |           |   |                      |
|-----|--|--|-----------|---|----------------------|
| 123 | ライフサイクルの問題を学校のカリキュラムに組み込むべき  | 国家政府<br>国のクリーンシーブプログラム<br>センター<br>IOMC (UNEP, ILO, FAO,<br>WHO, UNIDO, UNITAR,<br>OECD, UNDP)<br>労働組合<br>非政府組織 | 2006-2010 | ライフサイクル問題が学校の<br>カリキュラムに取り入れ<br>られる。                            | カリキュラム開発の専門性         |
| 124 | 環境汚染物質排出移動<br>登録 (PRTR) -国家的、<br>国際的登録制度の創設  | 国家の PRTR 制度や排出登録制度の計画<br>プロセスを、影響を受け、関心をもつ人<br>たちと策定すべき  | 2011-2015 | すべての国で PRTR が確立さ<br>れる  | 登録整備<br>国家の状況と必要性の考慮 |
| 125 | 産業界、行政、市民に対する価値ある環<br>境情報源として、また排出削減を促す<br>メカニズムとして、さまざまな国家的条<br>件に合った PRTR を活用すべき | 国家政府<br>非政府組織<br>IOMC (UNEP, UNIDO,<br>UNITAR, OECD, UNDP)   | 2011-2015 | すべての関係者たちが、<br>PRTR 情報の入手方法をもっ<br>ている。<br>すべての国で、排出物が削<br>減される。 | 登録整備                 |
| 126 | 簡単な形式で、登録によって提供される<br>利益とそれを発展させるのに必要な<br>ステップについて解説するマニュアルと<br>実施ガイドを作成すべき        | IOMC (UNEP, UNIDO,<br>UNITAR, OECD, UNDP)  | 2011-2015 | マニュアルと実施ガイドが<br>作成される。  | 技術的能力の入手可能性          |

|     |                    |  |   |           |   |  |
|-----|--------------------|--|---|-----------|---|--|
| 127 | リスク評価、管理とコミュニケーション | 製造業者、輸入業者、配合業者は、データを評価し、正確で信頼できる情報を使用者に提供すべき   | 国家政府<br>産業界   | 2008      | 製造業者、輸入業者、配合業者が、自社の製品を評価し、使用者へ情報提供する責任を果たす。 |  |
| 128 |                    | 責任ある行政当局は、リスク評価の手法や管理手法の一般的枠組みを確立すべき   | 国家政府  | 2011-2015 | すべての国で、リスク評価の系統と管理システムが確立している。              | 訓練   |
| 129 |                    | 有害性評価を、国際的に推奨される方法を含む、調和した健康と環境のリスク評価の要求事項を取り入れて実行すべき  | 国家政府<br>IOMC (WHO)                                    | 2008      | GHS が実施されている。                               | 技術的能力の入手可能性  |
| 130 |                    | リスク評価において原理と方法を調和させるべき (例えば、弱者に対するリスク評価の方法や発がん性、免疫毒性、内分泌かく乱、生態毒性などの特定の毒性のエンドポイントのリスク評価方法について、また、新手法について) | IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP) | 2016-2020 | リスク評価の方法論が、明確な対象グループに対して調和している。             | 有害性とリスク評価に使用されている専門用語の調和<br>分子疫学、臨床と暴露データ、遺伝毒性学 (toxicogenomics) の科学的進歩、そして総合的/累積的暴露の<br>ような実生活上の暴露に関連した<br>手法の利用、及び野外での暴露評価<br>のための簡単な解析的手法の利用<br>技術的能力 |
| 131 |                    | リスク評価の新しい手法、リスク評価方法の調和、実態の生活状況における化学物質の健康影響を評価するよりよい方法、そしてリスクに関する知識の入手、解釈、活用の能力等の開発に関する格差へ対処すべき          | IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP) | 2016-2020 | 適切なリスク評価ツールが開発され、使用される。                     | 技術的能力  |

|     |   |  |           |                                    |             |
|-----|---|--|-----------|------------------------------------|-------------|
| 132 | (例えば食品製造のように) 化学物質の暴露の経路と経路の介入機会に関する研究における格差に対処すべき  | IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP)<br>産業界           | 2016-2020 | 化学物質の暴露の経路と、経路の介入機会に関する情報が入手可能である。 | 研究の能力       |
| 133 | 予防的取組みを考慮した透明で科学に基づきリスク評価の手法や科学に基づくリスク管理の手法を用いたさらなる手法を開発すべき   | 国家政府<br>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP)<br>非政府組織 | 2016-2020 | リスク評価の手法がすべての国に利用可能であること           | 訓練された専門家の存在 |
| 134 | 代替製品との比較評価とより大きなリスクにさらされることが無いことを確実にすべき   | 国家政府<br>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP)          | 2016-2020 | 化学製品の比較評価のシステムがすべての国で確立されていること     | 訓練された専門家の存在 |
| 135 | 知識へのアクセス、解釈、応用に関する能力の格差を埋めるべき(例えば、有害性、リスク及び化学物質の安全な使用に関する情報の入手性を改善し、エンドユーザーに適切な情報を知らせ、既存のリスク評価の利用を改善すること) | 国家政府<br>産業界<br>非政府組織<br>IOMC (UNEP, WHO)                               | 2006-2010 | すべての関係者が化学物質の情報にアクセスすること           | GHS         |
| 136 | 健康と環境のリスク評価の実施と報告の調和した取組みを行うための一般的な原則を策定すべき   | 研究センター<br>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP)        | 2011-2015 | 調和したリスク評価の手法が入手可能であること             | 基盤整備        |